令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第七項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する令和三年四月及び五月の」と、新規則附則第三条の二の三第一項中「徴収取扱費基礎額（政令附則第六条の十一第一項に規定する」とあるのは「令和三年三月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第七項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する令和三年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第七項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する令和三年四月及び五月の」とする。

5　地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における令和三年三月から五月までの期間とする徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、同項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八第一項中「徴収取扱費基礎額（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百九号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第五条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する」とあるのは「令和三年三月の徴収取扱費基礎額（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百九号。以下この項及び附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する令和三年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第八項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する令和三年四月及び五月の」と、第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則附則第三条の二の三第一項中「徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する」とあるのは「令和三年三月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第八項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する令和三年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第八項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する令和三年四月及び五月の」とする。

（自動車税に関する経過措置）

第四条　新規則第十六号の四十三様式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第五条　新規則附則第六条第二十五項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する車両に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得されたこの省令による改正前の地方税法施行規則附則第六条第二十五項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（特定書面等地方税関係申告等に関する経過措置）

第六条　新規則第二十四条の三十九第一項（第四号の二から第四号の四までに係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方税法第七百四十七条の二第二項の特定書面等地方税関係申告等について適用する。

（地方自治法施行規則の一部改正）

第七条　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の項の欄中及び目の欄中「１　環境性能割」を「１　特別法人事業譲与税」に改め、同表市町村の目の欄中「１　環境性能割」を「１　環境性能割」と改め、同表市町村の款の欄中「20　市（町村）債」を「21　市（町村）債」に改め、「７　環境性能割交付金」の款から「19　諸収入」の款までを１号ずつ繰り下げ、同表市町村の欄中

「６　地方消費税交付金	」を
１　地方消費税交付金	

「６　法人事業税交付金	」に、
１　法人事業税交付金	
７　地方消費税交付金	
１　地方消費税交付金	

「６　法人事業税交付金	」に改め、
１　法人事業税交付金	
１　地方消費税交付金	

「６　法人事業税交付金	」を、同表の備考１中「１　地方法人特別譲与税」を「１　特別法人事業譲与税」に改め、同表の備考２中「８　地方特例交付金」を「９　地方特例交付金」に、「12　地方特例交付金」を「13　地方特例交付金」に、
１　地方消費税交付金	
１　環境性能割交付金	

「６　地方消費税交付金	」に、
１　地方消費税交付金	
１　環境性能割交付金	

「６　法人事業税交付金	」を
１　法人事業税交付金	
１　地方消費税交付金	
１　環境性能割交付金	

「７　地方消費税交付金	」に、
１　地方消費税交付金	
８　ゴルフ場利用税交付金	
１　ゴルフ場利用税交付金	
９　環境性能割交付金	
１　環境性能割交付金	
10　軽油引取税交付金	
１　軽油引取税交付金	
11　国有提供施設等所在市町村助成交付金	
１　国有提供施設等所在市町村助成交付金	

「７　地方消費税交付金	を
１　地方消費税交付	
１　ゴルフ場利用税	
１　環境性能割交付	
１　軽油引取税交付 ２　旧法による軽油交付金	
１　国有提供施設等町村助成交付	